

インドネシア：再生可能エネルギーの PPA に関する新規則の制定

アジアニュースレター

2025 年 7 月 4 日号

執筆者:

[吉本 祐介](#)

y.yoshimoto@nishimura.com

[Rendi Prahara Septiawedi](#)

rseptiawedi@wplaws.com

[我妻 由香莉](#)

y.wagatsuma@nishimura.com

[Adzhani Tharifah](#)

atharifah@wplaws.com

インドネシア政府は、再生可能エネルギー発電所の電力購入契約（以下「PPA」といいます。）に関するガイドラインについてのエネルギー鉱物資源省規則 2025 年第 5 号（以下「新規則」といいます。）に基づき、再生可能エネルギー分野における PPA に関する新たなガイドラインを発表しました。新規則は、再生可能エネルギー PPA に関する 2017 年エネルギー鉱物資源省規則第 10 号（その後の変更を含み、以下「旧規則」といいます。）に取ってかわることになります。もっとも、旧規則は、再生可能エネルギー以外のエネルギーを含む PPA には引き続き適用される点にご留意ください。

新規則は、(a)電気設備認定、(b)発電所における国内製品の使用、(c)炭素クレジットや再生可能エネルギー認定などの環境属性、(d)リファイナンス、(e)言語について、PPA に定めるべき最低限の規定を定めています。

また、新規則では、以下の通り、再生可能エネルギー分野でより多くの融資可能性の高い PPA が行われることを目的とした新要件が定められています。

- PPA のスキーム**：新規則の下では、PPA のスキームとして、従来の独立系発電事業者（以下、「IPP」といいます。）に厳しい建設・所有・運営・移転スキーム（BOOT）だけでなく、建設・所有・運営スキーム（BOO）および契約で合意されたその他のスキームを採用することが可能になりました。
- PPA の期間**：旧規則においては、PPA の期間について、商業運転開始日（以下、「COD」といいます。）から 30 年間という IPP に厳しい規制となっていました。新規則では、初期投資コストを考慮することなく、30 年以上の期間に延長することが可能になりました。
- みなし給電**：新規則では、インドネシア国営電力会社（PT PLN（Persero）、以下「PLN」といいます。）による受電の縮小などのみなし給電（Deemed Dispatch）事由（PPA の条項にしたがい、IPP が所有する発電所が PLN の電力システムに対して電力を供給したとみなされる事由をいいます。）により IPP が供給できなかった電力については、PPA に定める猶予期間の規定に基づき、PLN が IPP に補償をすることとされています。
- COD 前の株式譲渡**：旧規則においては、IPP の株式の譲渡は限定的な場合にしか認められていませんでしたが、新規則では COD 前の株式譲渡を認めることにより、より柔軟な対応をとっています。ただし、(a)譲渡が関連会社に行われるか、または、(b)貸付人の事業介入（ステップイン）権に関連して行わ

れ、かつ、スポンサー（IPP の株主または支配者をいいます。）の資格を損なわないことを条件とします。

5. **為替リスク:** 新規則は、PLN が外国為替リスクを負担することを明示的に義務付けています。

その他の旧規則と新規則の相違点は以下の通りです。

| 番号 | 事項 | 旧規則 | 新規則 |
|----|-------------------------------|-----------------------|--|
| 1. | IPP から PLN に対して行われるプロジェクト履行保証 | 履行保証の割合・上限額の指定はありません。 | 履行保証額は発電所の事業総費用（プロジェクトコスト）の 10% を超えてはならず、PPA にしたがった COD の遅延に対する損害賠償額の最大額を考慮して 3 段階に分けられます。 |
| 2. | リファイナンス | 規定なし | プロジェクト実施を支援するため、IPP が貸付人とのリファイナンスを行うことが認められています。 |
| 3. | 言語 | 規定なし | PPA をインドネシア語で作成することを義務づけており、必要に応じて外国語版も作成することができます。両当事者は、優先言語を契約上合意することができます。 |

新規則の導入により規制がより明確化され、インドネシアにおける再生可能エネルギー市場の拡大に対する政府のコミットメントが反映されているともいえますが、特に、貸付人の事業介入（ステップイン）権の実施に関するより詳細な規定、および PLN がスポンサー適格性の評価に適用する具体的な基準など、さらなる明確化が有益であると思われる部分も残されています。

本ニュースレターは、インドネシアの独立の事務所であり、西村あさひ法律事務所・外国法共同事業と提携関係にある Walalangi & Partners と共同で作成しています。

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜にかなったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニュースレター購読をご希望の方は [N&A ニュースレター 配信申込・変更フォーム](#) よりお手続きをお願いいたします。

また、バックナンバーは [こちら](#) に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ 広報課 newsletter@nishimura.com